
令和7年 第1回 芦屋町議会定例会会議録 (第4日)

令和7年3月6日 (木曜日)

議 事 日 程 (4)

令和7年3月6日 午前9時30分開議

日程第1 提出議案の撤回

【 出 席 議 員 】 (12名)

1番	中西 智昭	2番	田中 太	3番	香田 一之	4番	長島 毅
5番	萩原 洋子	6番	本田 浩	7番	松岡 泉	8番	貝掛 俊之
9番	妹川 征男	10番	辻本 一夫	11番	川上 誠一	12番	内海 猛年

【 欠 席 議 員 】 (なし)

【 欠 員 】 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長	福田 雅代	書記	岡本 賢治	書記	山城 朋美
----	-------	----	-------	----	-------

説明のために出席した者の職氏名

町 長	波多野茂丸	副町長	中西新吾	モーターボート競走事業管理者	藤崎隆好
総務課長	佐竹 功	ボートレース事業局次長	井上康治		

【 傍 聴 者 数 】 (なし)

午前9時30分開議

○議長 内海 猛年君

おはようございます。これより、本日の会議を開きます。

それでは、議事日程に従って会議を進めてまいります。

日程第1. 提出議案の撤回について

○議長 内海 猛年君

日程第1、提出議案の撤回を議題といたします。

この件につきましては、御手元に配付しておりますとおり、事件撤回請求書が3月4日付で、町長より提出されております。

それでは、町長に提出議案の撤回理由について説明を求めます。町長。

○町長 波多野 茂丸君

皆さん、おはようございます。

上程いただいております議案について、芦屋町議会会議規則第20条第1項の規定によりまして、議案を撤回いたしたく、御説明申し上げます。

初めに、議案の撤回に至りましたことを深くおわび申し上げます。

議案第8号の芦屋町一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定の撤回につきましては、令和6年の人事院勧告において、地域手当について、本町は同手当の支給地域となり、令和7年度の支給割合が2%であることが示されていまして。

本町では、人事院勧告を踏まえ、議案第8号を提出していましたが、地域手当の支給について、そのよりどころとする人事院規則を国が改正し、令和10年3月31日までの間における地域手当の支給地域が示されたところ、改正された同規則において、本町の記載がありませんでした。

このため、福岡県行財政支援課を通じ、総務省に確認した結果、上程している議案第8号では、地域手当の支給が不可能との結論に至り、議案の撤回をお願いするものでございます。

また、議案第19号の芦屋町企業職員の給与等の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましても、地域手当の支給根拠は芦屋町一般職職員の給与に関する条例に規定されることから、議案第8号と同じく、議案の撤回をお願いするものでございます。

改めて議案の撤回に至り、議員各位に御迷惑をおかけいたしましたことについて、ここに深くおわび申し上げます。

以上、議案の撤回理由とさせていただきます。よろしくお取り計らいいただきますよう、お願い申し上げます。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

以上で、町長の撤回理由の説明は終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております、提出議案の撤回を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

御異議なしと認め、許可することに決定いたしました。

○議長 内海 猛年君

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

これをもって散会いたします。お疲れさまでした。

午前9時35分散会
